別紙第4(第13関係)

工事成績評定評価委員会の設置について

1　設置目的

本学における工事の成績評定を厳正かつ的確に実施し、請負者の適正な選定に資するため、工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2　審議事項

(1)　請負者から工事成績の評定についての説明を求められた場合の回答に関すること。

(2)　その他工事成績評定の実施及び運用に関すること。

3　評価委員会の構成

評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　事務局次長

委員　財務課長、施設課長及び施設課専門員

4　評価委員会の運営

(1)　評価委員会は、契約担当役の求めがあった場合又は委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。

(2)　評価委員会に関する事務は、施設課において処理する。